

新潟市立横越中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と本基本方針の目的と方向性

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条）

※「児童等」とは、学校に在籍している児童又は生徒のこと。

(2) 本基本方針の目的

いじめは、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であり、特定の子どもの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む問題である。国や新潟市のいじめ防止基本方針を参考にして、学校としてどのようにいじめ防止の取組を行うか、基本的な方向と取組の内容を明確にしておくことが重要である。いじめのない社会の実現に向け、学校、保護者、地域社会はそれぞれの役割を自覚・行動し、また、子ども自身も「いじめを許さない子ども社会の実現」に努めることを目的とする。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

・【いじめ未然防止】

学校・学年・学級の支持的風土づくり、「授業スタンダード」と「GIGAスタンダード」を活用した授業改善、授業や特別活動等で培う望ましい人間関係の構築、話す力・聴く力の育成、自己肯定感の醸成

・【早期発見、早期対応】

いじめを見逃さないための体制強化、教職員の正しい理解・指導力の向上、事実の正確な把握と指導方針による組織的な対応

・【的確で迅速な対応・措置】

生徒・保護者との信頼関係の確立、保護者への説明責任と協力依頼、関係専門機関との連携強化

2 組織と取組

次の組織を設置し、関係専門機関と連携しながらいじめ防止といじめ対応にあたる。

・【校内いじめ対応ミーティング】

校長（教頭）、学年主任、生徒指導主事（または学年生徒指導担当）、学級担任、養護教諭、関係教職員等による事実確認、情報収集、基本方針による組織的な対応

・【生徒指導部会】

教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、SSR担当、特支Co、養護教諭、SCによる情報共有と対応の検討

・【いじめ防止対策委員会】

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、学年主任によるいじめ未然防止策の検討・立案

・【中学校区いじめ対策連絡協議会】

学校運営協議会委員、生活指導主任（小）、生徒指導主事（中）によるいじめの現状把握といじめ防止に関する取組の確認

3 いじめ防止への取組

- ・学校教育活動全般を通じて、生徒が安心できる、自己肯定感や充実感を感じられ、互いを認め合い、協力し合える学級・学年・学校づくりを推進する。
- ・学級目標や学年目標を日常的に可視化し、日々の行動に落とし込む取組を進めることで、互いを大切にできる態度を育み、いじめのない安心安全な学習環境をつくる。
- ・体育祭や合唱祭（準備期間を含む）などの特別活動において、自己理解・他者理解・価値理解できるような活動を意図的に設定し、生徒一人一人が「ウェルビーイング」を感じられるようにする。
- ・人権教育、同和教育と道徳教育を一体的に推進し、各学年で「いじめ未然防止プログラム」を確実に実施する。
- ・外部講師による講演会や校外での体験活動を充実させ、生徒が他者の心情に寄り添い、思いやりのある適切な言動を自然に実践できる態度を育てる。
- ・「いじめ見逃しゼロ集会」や「いじめゼロ憲章」、「学年・学級目標発表会」など、生徒会、学年、学級を中心とした生徒の主体的な活動を推進する。
- ・インターネット上への誹謗中傷や悪口の書き込み、写真動画の無断掲載など、情報モラルの欠いた行為が重大ないじめにつながり得ることを具体的に示し、インターネット端末の適切な利用に向けた判断力と節度ある態度の形成を図る。
- ・小中が連携した、いじめ防止対策を実施する。（あいさつ運動・情報の共有化など）

4 早期発見のための取組

- ・日頃から生徒の言動に注目し、情報交換を密に行い、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりに取り組む。
- ・学校生活アンケートを年3回実施し、いじめの早期発見に努める。アンケート実施に際しては座席等を工夫し、書きやすい雰囲気を作るよう努める。いじめ見逃しが起こらないよう複数教員で即日確認し、結果を管理職に報告する。
- ・アンケートを教育相談等に活用する。（※アンケート原本は卒業まで、関係資料は卒業後5年間保存）
- ・定期的な教育相談（年3回）を実施するとともに、生徒がいつでも安心して相談できる生活環境づくりに努める。

5 いじめに対する対応

- ・校内いじめ対応ミーティングによる対応方針に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心として、組織的に対応する。また、対応を時系列に記録する。（校内いじめミーティング用紙）。
- ・正確な実態把握に努め、保護者の理解と協力を得て、被害生徒、加害生徒、観衆・傍観生徒への対応（指導や支援）を慎重かつ的確に行う。また、対応中、対応後の見取りを適切に行う。
- ・対応の状況によっては、警察署などの関係機関や専門機関と連携し、いじめ解消に取り組む。

6 いじめ重大事態への対応

・【重大事態】

被害にあった生徒が	○自殺を企図した場合	○身体に重大な傷害を負った場合
	○金品等に重大な被害を被った場合	○精神性の疾患を発症した場合
	○いじめにより相当の期間（目安年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき	

・【報告】

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告する。

・【調査・報告】

「いじめ防止対策委員会」を中心に、直ちに実態把握のための調査を実施し、その調査結果を市教育委員会に報告する。その後、市教育委員会が報告を基に事実関係を整理し、市長に報告する。

・【生徒、保護者への報告】

被害生徒とその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

7 職員研修の実施

- ・生徒一人一人をより深く見つめるための生徒理解研修をより一層充実させる。
- ・いじめを見抜く感性を高め、小さなサインも見逃さない、一人で抱え込まない組織的な体制を確立するために、具体的な事例を基にした研修を定期的実施する。

8 その他

- ・必要があると認められる場合、速やかに本基本方針を見直し、現状に即したものとする。
- ・本基本方針の策定日は、平成26年3月1日とする。
- ・新潟市いじめ防止等のための基本的な方針の改訂に伴い、平成29年8月31日に改正した。
- ・校内組織と学校内外の指導支援体制の見直しに伴い、令和7年1月31日に改正した。
- ・教育活動の見直しに伴い、令和8年4月1日に改正した。

参考資料

<新潟市いじめ防止基本方針>



<いじめの態様>

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われること。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされること。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりすること。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりすること。
- ・ 金品をたかられること。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりすること。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりすること。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされること。など